平成２４年（フ）第１３１号
広島県江田島市能美町鹿川4605番地25
債務者　舛部　智幸
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１３２号
広島県江田島市大柿町大原6110番地１
債務者　須本　　明
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８６号
愛媛県宇和島市寄松甲313番地１　白浜ハイツ203号
債務者　芝　　久志
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１６８号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目３番25号
債務者　飯盛　千穂
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬867番地18
債務者　木寺　　忍
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1270番地７ナチュール上峰107
債務者　鬼﨑　弘子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
大分県津久見市大字上青江5730番地　栄荘１Ｆ－１
債務者　荻本　祥希
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号
大分県速見郡日出町大字川崎973番地
債務者　林　　完治
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
大分県速見郡日出町大字川崎973番地
債務者　長野　光春
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
宮崎県延岡市櫛津町3202番地
債務者　菅　　管男
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１６６号
宮崎県延岡市櫛津町3202番地
債務者　菅　いそ子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末2842番地
債務者　金丸　由香
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１５８号
青森県弘前市大字松原西３丁目１番地３
債務者　山谷久美子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２３５号
富山市上野1066番地　雇用促進住宅富山南宿舎１号棟106号、前住所富山市太田口通り１丁目６番25号　あすなろ美容院方
債務者　田口　宜男
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１３号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目４番９号
債務者　辻本　幸子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６８号
兵庫県尼崎市元浜町２丁目86番地、前住所兵庫県尼崎市大庄西町２丁目３番11号
債務者　松田　規男
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２５号
兵庫県西宮市門戸荘18番52―506号
債務者　神垣　加織（旧姓小井手）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３５号
兵庫県尼崎市水明町14番地
債務者　窪田　耕平
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係